輸液ポンプ・シリンジポンプ購入
及び保守契約　仕様書

独立行政法人地域医療機能推進機構
相模野病院

１．目的

本仕様書は、独立行政法人地域医療機能推進機構相模野病院（以下「甲」という）における　輸液ポンプ・シリンジポンプ購入及び保守契約について、必要な事項を定めるものである。

２．調達件名

輸液ポンプ・シリンジポンプ購入及び保守契約　一式

３．履行場所

〒252-0206　神奈川県相模原市中央区淵野辺 1-2-30

独立行政法人地域医療機能推進機構　相模野病院内

（概要）病床数　２１２床

外来患者数（一日平均）　７２０人

入院患者数（一日平均）　１６０人

４．納入期間

平成 27 年 6 月 30 日まで

５．保守契約の履行期間

平成２７年７月１日から平成３３年６月３０日まで（６年間、初年度無償）

※機器耐用年数　６年

６．調達内容（機器３種類＋６年間（実質５年間）の保守）

(1) 機器

①　輸液ポンプ　４８台

②　シリンジポンプ２９台

③　TCI シリンジポンプ３台

(2) 保守契約

①～③までの機器、６年間（初年度無償）

７．機器の仕様

(1) 輸液ポンプ

①　各種の警報機能（気泡、閉塞、バッテリ、流量異常、ドア、輸液完了など）を備え、異常発生時に動作インジケータ、警報ランプ、ブザーなどで知ることができること。

②　流量が予定量以上の場合は、警報を出し設定値の確認を促すこと。

③　各種のセルフチェック機能を備え、装置異常を電源投入時に事前発見ができるこ

と。

④ 指定のポンプ専用輸液セットを使用する流量制御方式なので、薬剤の影響を受けないこと。

⑤ 輸液セットを装着して、流量と予定量を設定するだけの操作性が簡単であること。

⑥ 別売の点滴プローブを装着すると、滴下の状態を監視できる機能が装備されていること。

⑦ 流量精度はポンプ専用輸液セット（指定）で±１０％、または±７％であること。

⑧ 流量及び予定量を視認性の良いＬＥＤの別表示にし、入力間違いを起こしにくく、また設定ボタンを近くに配置し、設定、確認が分かり易いこと。

⑨ 動作インジケータが開始中、早送り中は緑の点滅で、警報状態は赤の点滅で表示するので、動作状態が分かり易いこと。

⑩ チューブセット時に正しくセットされないとドアが閉まりにくいＡＩＳ（ｱﾝﾁｲﾚｷﾞｭﾗｰｾｯﾄ）機構により、チューブ装着ミスへの注意喚起ができること。

⑪ パネルロック、キーロック機能により、誤操作やいたずらを防止する事ができること。

⑫ 作動中に電源コードが外れたときは、バッテリに切替わったことをブザーで告知すること。

⑬ メンテナンスタイマ機能により、メンテナンスの時期をランプ点灯で注意喚起できること。

⑭ ヒストリ機能により、動作異常が疑われる時など動作履歴の確認ができること。

⑮ ドアシールゴムにより、薬剤が浸入しにくい構造であること。

⑯ 質量約 2.1kg と軽量・コンパクトであり、またトレー式のポールクランプでスタンドの左右どちら側でも設置できるので複数台数を設置する場合もスペースを取らないこと。

⑰ AC/DC/内蔵バッテリの３電源方式である。内蔵バッテリの充電は約８時間以上であり、約２時間の連続駆動が可能（新品のバッテリ、満充電、２５℃、２５mL/h送液時）。

⑱ 内蔵バッテリの充電量（残量）をランプでレベル表示（３段階）すること。

⑲ スタンバイ機能により、開始忘れ警報が発生する時間を２０ 分に延長できること。（通常２分）

⑳ 閉塞検出圧の調整（L,M,Hの３段階）ができるので、警報発生までに時間のかかる微量注入時等に早めに警報を出す調整ができること。

㉑ 気泡検出感度の切換え（２段階）ができるので、使用状況に応じて適切に選択できること。

㉒ 輸血用途に使用できること。

㉓ 取扱説明書にイラストが多く、分かり易いこと。

㉔ 全国に支店･出張所があり、アフターサービスが万全であること。

(2) シリンジポンプ

① 出荷時の流量設定範囲は、実用と照らし合わせ 0.1～150ml/h と十分であること。

② 内部切替により流量設定上限を、0.1～300.0ml/h(5,10,20,30ml シリンジ使用時)
0.1～999.0ml/h(50ml シリンジ使用時)
の範囲で設定可能であること。

③ 流量精度が高いこと。機械精度:±１％以内、シリンジを含む精度:±３％以内
（新品のシリンジを使用し 1.0ml/h 以上の流量にて注入開始後１時間以降の

１時間毎の精度)。

④ ディスポーザブルシリンジは 5,10,20,30,50ml のサイズが使用可能であること。

⑤ 重量が軽量:約 1.7kg で、外形寸法は 361(幅)×120(高さ)×115(奥行)と複数台数を設置する場合もスペースを取らないこと。

⑥ AC/DC/内蔵バッテリの３電源方式であること。内部バッテリにより約１２時間の連続駆動が可能
（新品のバッテリ、満充電、常温、５ml/h 駆動時)。

⑦ 内部バッテリの充電量及び残量を５段階のランプ点灯で表示するため、駆動時間の目安となること。

⑧ 設定にはダイアル等を採用し、流量入力時に桁の間違いを起こし難く、簡単に設定ができること。

⑨ シリンジの押子外れ警報を備え、サイフォニングによる過量注入を防ぐこと。

⑩ クラッチ外れ警報を備え、クラッチが噛み合わない状態での輸液開始を防ぐこと。

⑪ シリンジをセットする時、フランジおよび押子の隙間が少ない構造であること。

⑫ フランジがスリットに入っていない等のシリンジセットミスを事前に検出し、シリンジ外れとして警告すること。

⑬ 閉塞検出圧を３段階（L･M･H）に切換え、臨床状況に応じた選択ができること。

⑭ 閉塞圧モニタが輸液ラインの内圧レベルを３段階のランプ点灯で表示するため、監視することにより閉塞の確認が早めにできること。

⑮ キーロック機能を装備すること。

⑯ スタンバイ機能により、開始忘れ警報を 20 分に延長する事ができること。

⑰ 動作インジケータが注入、早送り等の動作中は緑の点滅で、警報状態は、赤の点滅で表示するので、シリンジポンプの駆動状態が分かり易いこと。

⑱ ヒストリ機能により、動作異常が疑われる時など動作履歴の確認ができること。(約 500 件)

⑲ 残量警報の発報をシリンジ内の薬液がなくなる位置から時間での設定ができること（特殊機能：3～60 分の範囲、3 分ごと)。

⑳ 本体は薬液の侵入を防ぐ防まつ構造(IPX4)であること。

㉑ 各種のセルフチェック機能を備え、装置の異常を事前に発見ができること。

㉒ 外部通信出力機能により医療用モニタへのポンプの動作状況を出力できること。

㉓ ナースコール警報の出力機能を持つこと。

㉔ 全国に支店･出張所があり、アフターサービスが万全であること。

(3) TCIシリンジポンプ

① 流量設定範囲は、0.1～300.0mL/h(10、20、30mL シリンジ使用時)、0.1～1200mL/h(50mL シリンジ使用時）と微量注入から高い流量まで幅広いこと。

② 流量精度が高いこと。機械精度:±１％以内、シリンジを含む精度:±３％以内

(新品のシリンジを使用し、1.0mL/h以上の流量にて注入開始後１時間以降の１時間毎の精度)。

③ ディスポーザブルシリンジは10、20、30、50mLのサイズが使用可能。薬剤充填シリンジはディプリバン１%注キット、プレペノ ン1%注シリンジが使用可能なこと。

④ 重量が約2.4kgと軽量、外形寸法は329(幅)×123(高さ)×154(奥行)とスペースを取らないこと。

⑤ AC/DC/内蔵バッテリの３電源方式。内部バッテリにより約２時間の連続駆動が可能 (新品のバッテリ、満充電、常温、5mL/h駆動時)。

⑥ 内部バッテリの充電量及び残量を３段階のランプ点灯で表示するため、駆動時間の目安となること。

⑦ 設定ダイアルを採用し、流量（予定量）入力時に桁の間違いを起こし難く、簡単に設定ができること。

⑧ シリンジの押子外れ警報を備え、サイフォニングによる過量注入を防ぐこと。

⑨ クラッチ外れ警報を備え、クラッチが噛み合わない状態での輸液開始を防ぐこと。

⑩ 閉塞検出圧を３段階（L･M･H）に切換え、臨床状況に応じた選択ができること。

⑪ スタンバイ機能により、開始忘れ警報を一時的に解除ができること。

⑫ 動作インジケータが注入、早送り等の動作中は緑の点滅で、警報状態は赤の点滅で表示するので、シリンジポンプの駆動状態が分かり易いこと。

⑬ ヒストリ機能により､動作異常が疑われる時など動作履歴の確認ができること。

⑭ 各種の警報･警告機能（閉塞、残量、バッテリ、シリンジ外れ、再警報、開始忘れ、電源コード外れ、流量未設定での開始）を備え、異常発生時に動作インジケータ、警報ランプ、ブザーなどで知ることができること。

⑮ 予定量の設定ができること（特殊機能)。

⑯ 本体は薬液の侵入を防ぐ防まつ構造であること。

⑰ 各種のセルフチェック機能を備え、装置の異常を事前に発見ができること。

⑱ 全国に支店があり、アフターサービスが万全であること。

８.その他

① 機器の保守契約は基本点検及びバッテリ交換を含むこと。

② 本仕様書に定めの無い事項については、発注者と納入者との間で別途協議すること。

③ 仕様書内容との相違が認められた場合、発注者は納入者に対し、その契約を不履行と判断し、直ちに契約の解除を行うものとすること。

④ 納入者が発注者及び第三者に損害を与えたときは損害賠償の責に任ずるものとすること。

以 上